



Title	バイエルンにおけるポリツァイ立法の成立と都市：市場ポリツァイを中心に
Author(s)	紫垣, 聰
Citation	パブリック・ヒストリー. 2007, 4, p. 95-110
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66449
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

バイエルンにおけるポリツァイ立法の成立と都市 ——市場ポリツァイを中心には——

紫垣 聰

はじめに

15・16世紀、ドイツ各地に領邦を単位として国家形成への動きが現れていた。この時期の国家的機能の発達の過程において、最も重要な意義を持つもののひとつとして、ポリツァイ条令が挙げられる。前近代においてポリツァイ Polizei/Policey（英語、仏語ではポリス Police）とは一般に、国内行政全般を指すことばであり、より広義には善き秩序ないしそのための統治を意味する⁽¹⁾。それはきわめて広範な問題を扱い、商取引や度量衡、営業認可、酒類の製造・販売、農民や奉公人の移動、治安と防災、物乞い、宗教行事、瀆神、姦通、賭博、奢侈、暴飲、喧嘩など社会のあらゆる側面を規定しようとした⁽²⁾。こうした臣民の日常生活にまでおよぶ規制を通じて、領邦国家は善き統治を担う公権力として現れてくるのである。

このような統治権力による社会的・倫理的統制が「ポリツァイ」なる概念のもと把握されるのは、いくつかの大都市においては15世紀末、多くの領邦そして帝国においては16世紀に入つてからのことである。しかしながら、同様の内容を持つ規定は14世紀にまで遡ることができる。それははじめ、都市における自治行政のなかで発達し、ついで15世紀の領邦条令および領邦君主の発する命令においてみいだされる。初期の例ではチューリンゲンにおいて、すでに1446年に領邦条令というかたちで宗教的道徳規定、賭博や暴飲の禁止、衣服や祝祭における贅沢の規制などが試みられていた⁽³⁾。やがて領邦国家のポリツァイへと結実することになる、こ

(1) ゲルハルト・エストライヒ（阪口修平・千葉徳夫・山内進編訳）『近代国家の覚醒——新ストア主義・身分制・ポリツァイ——』創文社、1993年、127-129頁；勝田有恒・森征一・山内進編『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004年、227頁。

(2) エストライヒ、前掲書、129-132頁。

(3) 千葉「一四四六年チューリンゲンのラント条令——領邦身分制と行政立法——」『社会経済史学』47-1(1981年)、76頁以下。ただしこの領邦条令は実施には至っていない。

れら中世末期の諸領邦におけるポリツァイ事項に関する立法活動と個別条令も、ここではポリツァイ立法とよぶこととする。

近年ドイツでさかんに行われているポリツァイ研究では、ポリツァイ立法の成立に関する議論が大きな論点のひとつとなっている。⁽⁴⁾ この問題は近世領邦国家形成のメカニズムを把握するうえで重要な視角を提供するものであるが、そのさい我々が考慮すべきは、P. ブリックレの提唱した共同体主義のテーゼに代表されるような、下からの視点でもって中近世の国家と社会のあり方を捉え直そうとする歴史研究の隆盛であり、またポリツァイの歴史的展開において、すでによく知られているように、初期の領邦国家におけるポリツァイ立法が、都市においてすでに行使されていたポリツァイ、すなわち経済活動をはじめ治安、風紀、社会福祉、公衆衛生など広範な市民の生活空間に対する管理・規制をモデルとしたことである。⁽⁵⁾ 中世末期から近世初頭にかけての領邦国家の成立過程における都市や農村の政治的影響力が論じられるなか、領邦国家形成の主たる指標であるポリツァイ立法の成立に対する共同体、とりわけ領邦に先行してポリツァイを実施していた都市の主体的な役割を明らかにすることは重要な課題である。こうした問題意識から、本稿ではバイエルンを対象として中世末期のポリツァイ立法の成立過程を分析し、そこで都市が果たした積極的な役割を検討する。

ではこれまでのポリツァイ研究を検討し、本稿の主たる論点と研究史における位置づけを明確にしていきたい。中世末から近世におけるポリツァイは近年大きな注目を集めているテーマであるが、法制史の分野ではすでに早くから扱われていた。その先駆的研究のひとつであり、本稿で扱う領邦バイエルンの15・16世紀のポリツァイ立法を論じたのがH. リーベリヒの1969年の論文である。⁽⁶⁾ リーベリヒはポリツァイ立法の成立過程について領邦諸身分の部分的参与、またその内容の多くが中世後期の都市法においてすでにみられることを認めてはいるが、基本的にはポリツァイ立法の作成を領邦君主である大公の仕事として捉えている。⁽⁷⁾ また一方で彼は、15世紀末以降の帝国ポリツァイ立法からの影響を重要視してもいる。⁽⁸⁾ したがってリーベリヒによれば、バイエルンにおける初期のポリツァイ立法の成立と発展は大公のイニシアチブによる領邦国家形成の一側面であり、都市のポリツァイよりむしろ帝国ポリツァイを模範として、あるいはその要求を受けて形を与えられたものとして理解される。

これに対して、1996年から刊行されているドイツ諸領邦のポリツァイ条令の総合目録においてバイエルンを担当したG. シュックの解説によれば、15・16世紀のポリツァイ立法は大公

(4) 近年のポリツァイ研究の全体的な動向については、佐久間弘展「ドイツ中近世史におけるポリツァイ研究の新動向」『比較都市史研究』25-1 (2006年)、57-70頁。

(5) 共同体主義論に関しては、千葉「中世後期・近世ドイツにおける都市・農村共同体と社会的規律化」『法律論叢』(明治大学) 67-4、5、6 (1995年)において的確な学説整理がなされている。

(6) エストライヒ、前掲書、128-132頁。

(7) Heinz Lieberich, Die Anfänge der Polizeigesetzgebung des Herzogtums Baierns, in: D. Albrecht, A. Kraus, K. Reindel (Hg.), *Festschrift für Max Spindler zum 75. Geburtstag*, München 1969, S. 305-378.

(8) Lieberich, S. 322-331.

(9) Lieberich, S. 340-375.

と諸身分の協働のもと成立したものであり、17世紀以降の「絶対主義的」ポリツァイ条令の前段階として捉えられる。⁽¹⁰⁾ また1516年のバイエルン領邦条令を分析したM. R. フランツも、この領邦条令の成立において諸身分が大きな影響力を持っていたと述べている。⁽¹¹⁾ こうした見解は、近年のポリツァイ研究におけるポリツァイ立法成立に対する下からの働きかけを評価しようとする動向と軌を一にするものである。なかでもP. ブリックレは、都市・農村が大きな政治的影響力を持った15・16世紀のスイスや南ドイツの事例から、領邦君主に対する彼らの陳情・請願を通じてポリツァイ条令が成立した点を強調し、そのさい中世後期の都市に始まる共同体的な「公共の福利」の理念が領邦レベルに適用されたことが、そうした君主権力によるポリツァイに正当性を与えたと述べている。⁽¹²⁾ またM. ヴェーバーもドイツ諸領邦におけるポリツァイ条令の成立をめぐって、都市・農村が共同体の規範を貫徹するために自らすんで国家的なポリツァイ活動を推進したのだと主張しており、これを共同体の自己規律化の延長上に捉えている。⁽¹³⁾

しかしながら、ブリックレの扱う事例からの一般化是不可能である。農村が身分団体へと参入せず、都市身分の特別な優越も認められないバイエルンにおいて、都市がいかにして独自の政治的影響力を行使したかが問題となろう。いずれにせよ、このような臣民の積極的な国家活動を主張する研究の進展を前に、もはや領邦君主導か諸身分との協働かといった旧来の国制史的枠組みで初期近代国家形成とポリツァイの問題を論じるだけでは不十分であることは言うまでもない。また上からの社会的規律化というテーゼの有効性が疑問視される現今、新たなグランドセオリーの登場を期待する前に、まず個別具体的な事例研究を積み重ねていくことが重要である。かかる問題状況において本稿の課題となるのは、中世末期のバイエルンを事例として初期ポリツァイ立法の成立過程において、諸身分のなかで都市が果たした役割を具体的な問題領域に即して明らかにし、それをポリツァイ立法の展開のなかに位置づけることである。さらに、諸領邦のなかでもとりわけ早くからポリツァイ立法を発達させたバイエルンに関する考察は、さまざまなバリエーションが想定される領邦独自のポリツァイ立法の展開と国家形成について、ひとつのモデルを提示しうるものである。

(10) Lothar Schilling, Gerhard Schuck (Hg.), *Wittelsbachische Territorien (Kurpfalz, Bayern, Pfalz-Neuburg, Pfalz-Sulzbach, Jülich-Berg, Pfalz-Zweibrücken)*, Repertorium der Policeyordnungen der frühen Neuzeit, Bd. 3, 2 Halbbänden, Frankfurt am Main 1999, S. 611.

(11) Monika Ruth Franz, *Die Landesordnung 1516/1520. Landesherrliche Gesetzgebung im Herzogtum Bayern in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts*, München 2003, S. 179*.

(12) Peter Bickle, Beschwerden und Polizeien. Die Legitimation des modernen Staates durch Verfahren und Normen, in: ders., P. Kissling, H. R. Schmidt (Hg.), *Gute Policey als Politik im 16. Jahrhundert. Die Entstehung des öffentlichen Raumes in Oberdeutschland*, Frankfurt am Main 2003, S. 560-564.

(13) Matthias Weber, Bereitwillig gelebte Sozialdisziplinierung? Das funktionale System der Polizeiordnungen im 16. und 17. Jahrhundert, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, Germanistische Abteilung 115, 1998, S. 433-440.

1 ポリツァイ立法の系譜

ポリツァイ立法の成立と展開を述べる前に、まず中世末期のバイエルンの政治的状況について説明を加えておきたい。大公領バイエルンでは、1255年に上下バイエルンに分かれて以来、中世後期を通じて国制の枠組みとなったのは上バイエルン（バイエルン・ミュンヘン）と下バイエルン（バイエルン・ランツフート）の構造であった。⁽¹⁴⁾ 両バイエルン大公は激しい抗争をくり広げたため、領邦諸身分（聖職者、貴族・騎士、都市・マルクト）は租税業務を中心に大きな影響力を持ち、15世紀に制度化される領邦議会において大公のパートナーとして領邦の統治に参与した。こうした大公と諸身分の協働を通じて、15世紀半ば頃から行政組織の整備と領邦条令に代表される国家的立法活動が進められ、しだいに初期近代国家としての形態が整えられていく。そして1505年に大公領が最終的に統一されると、大公は急速に君主権を強め、⁽¹⁵⁾ 16世紀の末には諸身分の特権を空洞化させ集権的な領邦国家を築いていくのである。

ポリツァイ立法の成立と発展も、このような国家形成の展開のなかに位置づけられる。そのプロセスにおいてひとつの画期をなすものが、大公領が再統合されて最初に全バイエルンに向けて発布された1516年の包括的な領邦条令である。そしてこの領邦条令に先立ちこれを準備したのが、本稿で扱う中世末期のポリツァイ立法群であった。これらのポリツァイ立法、すなわちポリツァイ事項に関する大公のラント法令（Landgebot）は15世紀半ばに始まり、しだいにその対象を拡げていき、上バイエルンでは1500年の包括的ラント法令、下バイエルンでは1501年の領邦条令へと結実することになる。これら大公のラント法令および領邦条令については、おもにF. v. クレンナーにより19世紀初めに編纂された領邦議会文書を史料として用いる。⁽¹⁶⁾

本章では、それら中世末期のポリツァイ立法群について概観する。まず15世紀半ばのラント法令に現れる最初期のポリツァイ立法は、上下バイエルンとともに、商品（とくに食料品）売買に関する規制であった。下バイエルン大公ハインリヒの1437年のラント法令では穀物の価格と計量について定め、また穀物の国外輸出を禁止している。⁽¹⁷⁾ 上バイエルンでは1442年のラント法令において、「家畜、チーズ、卵、油脂その他すべての物を農村で売ること」が禁じられ、こうした食料品を都市・マルクト内の公の市で売るよう定められている。⁽¹⁸⁾ これらの規定は食料品の適正価格での安定供給を図ったものであることは明らかである。市場以外での食料品、と

(14) 小野善彦「太公領と部分ラント——中世末期のバイエルン——」『西洋史研究』9（1980年）、97-101頁。

(15) 14-16世紀のバイエルンにおける領邦身分制と国家形成については、Max Spindler, Andreas Kraus (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte, Bd. 2: Das alte Bayern. Der Territorialstaat vom Ausgang des 12. Jahrhunderts bis zum Ausgang des 18. Jahrhunderts*, 2. Aufl., München 1988, S. 152-457。

(16) Franz von Krenner (Hg.), *Baierische Landtagshandlungen*, 27 Bd., München 1803-1807（以下BLh）。これは領邦議会における政治問題の審議や、バイエルン大公と諸身分との交渉、領邦の統治に関するさまざまな取り決めを、1429年から1669年まで27巻に収めたものである。現在はバイエルン州立図書館のホームページでオンライン版をみることができる（<http://www.bayerische-landesbibliothek-online.de/byl/>）。

(17) BLh, Bd. 4, S. 92-96.

(18) BLh, Bd. 1, S. 143f.

りわけ穀物や家畜の市場外での投機的な買い占めは先買い (Fürkauf) とよばれ、領邦内の食料品流通を阻害するものとしてラント法令において主たる規制の対象とされた。これら先買に対する規制を中心とするいわゆる市場ポリツァイは、バイエルンにおけるポリツァイ立法の出発点であり、また再三にわたってこれを規定するラント法令が定められている。また同様に最初期の段階から現れるものとして貨幣条令がある。これは貨幣鑄造に関する取り決めのほか、⁽¹⁹⁾ 外国貨幣の流入および国内通貨の流出に規制を加えている。

その後のポリツァイ立法の発展に関しては、上下バイエルンは異なる道をたどっている。まず上バイエルンからみていきたい。1460 年代には先買に対する規制など市場ポリツァイに関する問題のほか、領邦の役人に対する職務規程が登場する。これは大公の裁判官や役人がラント法に反する不当な罰金や関税を徴収したり、農民に不当な賦役労働を課すこと、穀物を貯めこむことなどを禁じ、ラント法の定めるよう職務を果たすことを命じるものであった。⁽²⁰⁾ 70 年代以後になるとラント法令の数は飛躍的に増加し、その内容も多岐にわたっている。すなわち、領邦の治安維持、結婚式など祝祭での奢侈規制、物乞いや放浪者の取り締まり、農民や奉公人の逃散、家畜の取り扱い、関税、狩猟規制などである。⁽²¹⁾ さらに 1500 年のラント法令では、農民の服装、賭博、飲酒、瀆神、奉公人などに関する規定が追加され、ここにその後の領邦一ポリツァイ条令にみられる規制の対象がほぼ出そろったことになる。⁽²²⁾

これらのきわめて広範なラント法令の内容をすべて記すことは紙幅が許さないので、ここでは代表的なポリツァイ的規制について若干の説明をしておく。まず治安の面では、とくに外来者が取り締まりの対象となり、見知らぬ者は身元を確認するよう定められ、危険と思われる放浪者を宿泊させることは禁じられた。また巡邏による彼らの取り締まりや目撃者による通報、警告、追跡などについても定められ、さらに彼らの通行の規制や都市・農村への侵入を防ぐ措置も取られた。⁽²³⁾ 代表的なポリツァイ立法とされる奢侈規制では、平民の結婚式での贅沢が対象とされた。これに関するラント法令のなかでは、結婚式に招待してよい人数や料理の品数まで定められている。また司祭や貴族が出席している場合には御馳走を出してもよいという規定には、強い身分意識の反映がみられる。⁽²⁴⁾ 衣服条令も無論、身分秩序の維持を目的とするものであるが、外国産の布地を使った衣服の着用を禁止している点からは、貨幣の国外流出の阻止と国内産業の保護という経済的観点からの動機もうかがえる。⁽²⁵⁾ 賭博の禁止を含めこれらの奢侈規制は、当初その対象が農村の住民であったことからも身分的規制として作成されたことは明らか

(19) ただし貨幣条令や鉱山条令は大公のレガリア（収益特権）との結びつきが強く、ポリツァイ立法とは性格を異にする面もあるため、本稿では詳しく扱わない。Vgl. Lieberich, S. 312-314; Schuck, S. 627ff.

(20) BLh, Bd. 5, S. 70-75, 102-105, 198-217, 335-344.

(21) Lieberich, S. 311f.; Schuck, S. 640ff.

(22) BLh, Bd. 9, S. 440-450.

(23) BLh, Bd. 8, S. 3-7, 517-523; Bd. 9, S. 11-18.

(24) BLh, Bd. 8, S. 315-317; Bd. 9, S. 444; Bd. 13, S. 144-146, 296f.

(25) BLh, Bd. 9, S. 442-444, 510-517; vgl. Lieberich, S. 377.

である。⁽²⁶⁾物乞いと浮浪者の取り締まりでは、彼らを仕事に就かせることを命じており、日雇いや奉公人の労働条件に関する規定とともに労働規律を定めたものであった。また、高齢あるいは疾病のために働けない者には喜捨が与えられるようにすべしとの規定には、従来教会の仕事であった救貧活動にも公権力による管理・統制の側面が強まってくることを示している。⁽²⁷⁾ついで瀆神に関する規定では、神の名のもとに偽誓をすること、また神を貶める罵言を吐くことを禁じている。⁽²⁸⁾またこうした悪徳を招くものとして、暴飲も厳しく禁じられた。暴飲は「神に対する侮辱であり堕落、浪費であるというだけでなく、身体にも悪く死やその他多くの災いを引き起こすもの」であるという観念には、過度の飲酒による人民の窮乏化と健康的被害を社会的な損失と捉え、領邦国家の父たる君主としてこれに対処しようとする意識が現れている。⁽²⁹⁾

このように多様なポリツァイ的規制は、上バイエルンではその多くが個別のラント法令として発布された。これに対して下バイエルンは包括的な領邦条令のなかにポリツァイに関する条項を含むかたちとなっている。下バイエルンでは1437年に上記の穀物販売についてのラント法令が出された後、しばらくの間ポリツァイ立法はほとんど現れてこないが、1474年に成立了領邦条令のなかに先買い、家畜の扱い、不正な婚姻の禁止、飲食店・宿屋の認可、領邦役人の職務規程などのポリツァイに関する条項がみられる。⁽³⁰⁾その後いくつかのラント法令が制定された後、1501年に先の領邦条令の改定版が完成した。このなかには、瀆神、暴飲、賭博、喧嘩、姦通、奉公人の労働条件、物乞いの取り締まり、農村での手工業、酒屋の営業規定などさまざまなポリツァイ条項が追加されている。⁽³¹⁾上バイエルンにおけるポリツァイ立法の成立・発展と比較してみると、時間的にやや遅れしており、また衣服規制を欠いているものの、この1501年の領邦条令は姦通のような臣民の私的生活にまで踏み込む規定を備えている点、またとくに包括的領邦条令のなかにポリツァイ的規制を含んでいるというその形式において、その後の領邦一ポリツァイ条令の展開にとって大きな意義を持つものといえる。

以上に述べてきた、2つの部分大公領においてそれぞれ発展してきたポリツァイ立法群が、再統一されたバイエルンにおいて最初に成立した1516年の領邦条令の礎となった。それはこの条令がそれまでのポリツァイ立法、とくに1500年の上バイエルンのラント法令と翌年の下バイエルン領邦条令の内容を補足するかたちで成立している点からも明らかである。⁽³²⁾そしてまたこの条令が、1553年および1616年の領邦一ポリツァイ条令へと受け継がれていくのであり、バイエルンの領邦国家形成においてひとつの画期をなすものであった。⁽³³⁾

(26) BLh, Bd. 9, S.444f., 508-510; Bd. 13, S. 268f.

(27) BLh, Bd. 8, S. 392-394; Bd. 9, S. 7-9; Bd. 13, S. 266f. 奉公人の労働規定については、BLh, Bd. 9, S. 442; Bd. 13, S. 301-303を参照。

(28) BLh, Bd. 9, S. 449, 500-508; Bd. 13, S. 264f.

(29) BLh, Bd. 9, S. 448f.; Bd. 13, S. 265f.

(30) BLh, Bd. 7, S. 475-512, hier S. 496-498, 502-504. この領邦条令の内容の大部分は裁判や訴訟手続きに関するものである。Vgl. Franz, S. 46*f., Lieberich, S. 337.

(31) Bd. 13, S. 261-313; Schuck, Nr. 54 (S. 634).

(32) Franz, S. 45*. 内容の一覧については Schuck, Nr. 54 (S. 634), Nr. 143 (S. 646), Nr. 166 (S. 649) を参照。

(33) Franz, S. 183*; Lieberich, S. 330f.; Schuck, S. 611.

2 ポリツァイ立法の成立過程

本章では、中世末期のポリツァイ立法がどのようにして成立したのか、そのプロセスにおいて都市はどのように関与していたのかについて考察する。まず確認されることは、ポリツァイ立法が制定されるのは領邦議会においてであり、そこでは一方に領邦君主である大公とその政府（宮廷顧問官）、他方に領邦諸身分が主要なファクターとして現れる。伝統的な国制史・法制史においては、君主側のイニシアチブが強調されてきた。リーベリヒはラント法令の序文において諸身分の共同決議が部分的にしか明記されていないことから、やはりポリツァイ立法の成立は大公が主導したものとみなしている。⁽³⁴⁾ しかしだけでなく、近年の研究においては諸身分の影響力を明確に認める見解が大勢を占めている。そうだとすれば、諸身分はいかなる手段をもってポリツァイ立法の成立に影響を及ぼしたのだろうか。この点について、多くの研究が領邦君主に対する諸身分の請願・苦情（Beschwerden, Gravamina）にその政治的意義を見出している。そのことはエストライヒによって早くから指摘されていたことであり、彼によれば、諸身分の請願・苦情とは「政治生活の現実に関する情報を与える」ものであり、それによって「現状に対する批判をもたらすことができ、この現状批判は国家形成のために有効に利用し得るし、現に利用された」。すなわち、「請願書のもたらす様々な要求や提案によって、政治共同体がより良い形で組織されることになった」⁽³⁵⁾のである。

本稿の対象である中世末期のバイエルンについても、こうした見解はあてはまる。この時期のポリツァイ立法のなかで、諸身分の請願にもとづいて成立したことが領邦議会議事録から明らかに確認できるのは、上バイエルンでは 1468 年のラント法令、1493 年の一連のラント法令、1500 年の包括的ラント法令、下バイエルンでは 1474 年と 1501 年の領邦条令である。これらのポリツァイ立法については、その成立に先立って諸身分の請願・苦情、あるいはそれともとづく大公と諸身分の協議が行われていた。1468 年の上バイエルン領邦議会では、諸身分が裁判官や役人の勤務違反などについて苦情を訴え、これに対して大公はラント法令のなかで解決のための指示と規定を与えた。⁽³⁶⁾ 1493 年には諸身分から 23 項目におよぶ陳情書が提出され、これを受けて 6 件の個別ラント法令が発布されている。また 1500 年の上バイエルンラント法令の発布に先立ち、領邦議会において諸身分は大公との協議によってその草案となるものを作成している。⁽³⁷⁾ 下バイエルンの領邦条令成立の場合には、諸身分の参与はより明らかである。1474 年の領邦条令はまず 1471 年の諸身分からの請願を契機としており、このときすでに 45 項目におよぶ大部の請願書が提出され、それに續いて大公の顧問官と諸身分の間で協議が行われてい

(34) Lieberich, S. 328-330.

(35) エストライヒ、前掲書、104 頁。

(36) BLh, Bd. 5, S. 326-344.

(37) BLh, Bd. 9, S. 226-237, 239-246.

(38) BLh, Bd. 9, S. 426-434. 編者であるクレンナーもこの協議が諸身分の請願書にもとづくものであったことを指摘している（S. 426）。これによって成立したラント法令は Ebd, S. 440-450。また同日に同じく上の協議を経て貨幣条例が個別に発布されている。Ebd, S. 439f.

る。この協議は 1474 年まで続き、同年 11 月にようやく領邦条令の完成に至った。⁽³⁹⁾ 1501 年にこれが全面改訂されるさいにも、諸身分の請願を契機にくり返し協議が行われたすえに成立へと至るのである。⁽⁴⁰⁾ 以上のことから、多岐にわたる問題を扱う重要なポリツァイ立法において諸身分がその成立の大きなファクターであったことはまず間違いない。

また多くの個別ラント法令についても、その条文のなかに諸身分の助言と助力のもとにそれらが制定されたことを確認する文言があり、⁽⁴¹⁾ そのような場合において彼らが請願・苦情を通じてだけでなく、法案の審議と議決そのものに関しても影響力を及ぼしていたといえる。一方でリーベリヒが指摘したように、条文において言及されるラント法令の制定者に大公単独あるいは大公とその宮廷顧問官だけが挙げられているケースも少なくない。ただしこうした場合でも、大公はラント法令制定の動機として、例えば先買いや放浪者による深刻な被害についての訴えや、そうした弊害に対してなされた指令を領邦役人が十分に実行していないことに対する苦情が多数寄せられていることを明確に挙げている。そのような苦情は諸身分から上げられたものであった。例えば 1453 年の上バイエルン領邦議会では個別の都市・マルクトや領主貴族などから計 18 件もの苦情が提出されている。⁽⁴²⁾ そこではおもに裁判官・役人の不正や先買いなど通商上の問題が訴えられており、これらの苦情が後の市場ポリツァイや役人の職務規程を定めたポリツァイ立法に反映されていることは明らかである。また 1 回の領邦議会にこれだけの苦情が挙げられていることからして、諸身分による請願・苦情は非常に頻繁に行われていたと考えられる。⁽⁴³⁾

このように中世末期のポリツァイ立法の成立過程においては、諸身分の参与がきわめて重要であり、とくに彼らの請願・苦情が領邦の社会問題に対する国家的な取り組みと行政の改善を促進したのである。ではそうした諸身分の活動のなかで、都市はどのような点において独自の役割を果たしていたのだろうか。ポリツァイ立法の制定を求める陳情・請願は、ふつう諸身分全体で行われるものであったが、都市あるいは各身分から個別に提出された苦情の一部が領邦議会文書に残されている。都市・マルクトが訴えている苦情において特徴的なのは通商上の問題であり、とくに先買い、役人による不当な関税徴収、食料品の国外持ち出しなどの規制が求められている。例えばマルクト・レーゲンシュタウフはレーゲンスブルクの商人が先買いを行い、その品物を市場に出さないために困窮していると述べている。⁽⁴⁴⁾ 同様にマルクト・テルツも

(39) BLh, Bd. 7, S. 263-95, 372-447, 475-512.

(40) BLh, Bd. 13, S. 156-227, 242-313.

(41) その典型的な表現は、「余（大公）は余の顧問官と聖職者、騎士、都市およびマルクト、すなわちラントシャフトの協議にもとづき、我が上バイエルンにあまねくラント法令を発布する」というものである。BLh, Bd. 5, S. 335f.

(42) BLh, Bd. 1, S. 206-242.

(43) さらに諸身分だけでなく、しばしば農民もこうした苦情を提出していた。1491 年の上バイエルンラント法令の序文には、「穀物の不足のために余（大公）のもとに我が貧しき民（=農民）と臣民からの苦情が日々届いて」いるとある。BLh, Bd. 9, S. 23.

(44) BLh, Bd. 1, S. 220.

ミュンヘンの商人による先買いの被害を訴えている。また下バイエルン大公の統治下にあったバイエルン・インゴルシュタットの都市身分は共同で大公に請願書を提出し、他国商人による先買いを禁止するよう求めた。⁽⁴⁵⁾これらのことから、都市がとくに市場ポリツァイに関する規制を求めていたことは明らかである。

これに対して、貴族・騎士の苦情ではまったく違った方向にその関心が向けられている。1460年にバイエルン・インゴルシュタットの騎士身分が訴えた苦情のなかに、「穀物をラント外に持ち出すことが禁じられているが…貴族はその所領と生産物を正当な利益と必要物のために利用できるものであり、したがってこれ（穀物の輸出）について貴族には自由が与えられるべきである」との要求がある。⁽⁴⁶⁾穀物の供給および価格安定のための国外輸出の禁止規定に反対し自分たちの利益のみを主張していることは、明らかに都市がその苦情で訴えている内容と対立するものである。さらに貴族・騎士は、宮廷などにおける官職に他国者が就いていることに不満を唱え、慣習にそって自分たち生来の領邦貴族だけを任命することを要求している。⁽⁴⁷⁾このように都市・マルクトと貴族・騎士は、裁判官や役人の不正の改善という点では同様の主張をしているが、市場ポリツァイをめぐっては完全に利害が対立していた。

この点をふまえたうえで、15世紀中葉におけるラント法令の成立過程から、都市の役割を明らかにしていく。まず上バイエルンにおいて1444年に大公の顧問官と諸身分の間に行われた協議の記録をみてみよう。ここではまず、穀物価格の上昇を受けて、穀物の国外持ち出しと先買いの禁止が決議されている。同様に家畜の先買いも禁止され、さらに家畜の取引について詳細な規定が挙げられている。またここで早くも賭博と瀆神を禁止する記述がみられる。その後は訴訟手続きや裁判官および役人の職務規程、度量衡の統一、ミュンヘンのヤコブ大市についての規定などが続いている。そして最後に強調して述べられていることだが、食料品や日用品が安定して供給されるよう、また違反者には刑罰が加えられるよう大公に強く求められている。⁽⁴⁸⁾この点からこの協議が諸身分の請願をもとに行われたことは明らかである。この協議はしかし、ラント法令として実現されることなく、唯一ミュンヘンのヤコブ大市についての大公の書簡が残されているのみである。⁽⁴⁹⁾とはいえてここで決議された内容は、先買いの禁止や家畜売買の規制、役人の勤務指導に関しては、後のラント法令に明確に反映されている。⁽⁵⁰⁾つぎに、上述の1468年のラント法令に先立つ諸身分の請願書では、役人の不正に対する措置を訴えるとともに、先買いや家畜の扱いについての規制などを要請し、その多くはラント法令に盛り込ま

(45) BLh, Bd. 1, S. 227.

(46) BLh, Bd. 7, S. 278.

(47) BLh, Bd. 7, S. 65.

(48) BLh, Bd. 7, S. 275.

(49) BLh, Bd. 1, S. 159-176. 補遺のなかではとくに、野盗や火災など領邦の治安上の対策が詳細に規定されている。Ebd, S. 170-176.

(50) BLh, Bd. 1, S. 176f.

(51) 1460年代に発布されたラント法令にこれらの規定が盛り込まれている。BLh, Bd. 5, S. 70-75, 198-212, 213-217, 335-344.

⁽⁵²⁾ れた。さらに 1467 年に発布された家畜売買と先買いに関するラント法令の序文では、食用家畜の先買いのために食肉の価格が上昇していると都市とマルクトから苦情が寄せられているとの記述が確認され、それにもとづいてラント法令が定められたことがわかる。また下バイエルンにおいても、⁽⁵³⁾ 1460 年の諸身分の請願のなかで、都市とマルクトが先買いの被害を訴えている。⁽⁵⁴⁾

これら 1440-1470 年のラント法令の成立過程をみると、諸身分全体の請願・苦情のなかでも市場ポリツァイに関する問題、すなわち穀物や家畜などの先買いと国外持ち出しの禁止、それら食料品の売買に対する規制が主要なテーマとなっており、実際そうした請願にもとづいてラント法令が成立していることがわかる。ここで重要なことは、大公権力による経済統制をめぐって都市と領主貴族の利害が対立していたにもかかわらず、諸身分全体によって提出された請願には、都市の利害主張のみが現れています。諸身分の間でどのような議論が行われたのかは、残念ながら史料から確認することはできない。確かなのは、貴族の要求が斥けられ、都市の請願が実際のラント法令に取り入れられたことである。とはいえ、都市がその主張を通すことができたのは、彼らの政治的影響力が強まっていたからだ、と単純に結論するわけにもいかない。現実においては、領邦内の貴族勢力を掣肘するために大公が都市の利害主張を利用したのだとも考えられる。しかしながら決定的であったのは、都市の求める市場ポリツァイが、初期近代国家へと向かいはじめた領邦行政にとって取り組まねばならない課題として捉えられたことであろう。食糧を自給できない都市民にとってその供給と価格の安定は死活的な問題であったことは言を待たないが、穀物生産と牧畜が主要な産業であったバイエルンにおいて、その統制は大公自身にとっても重要な問題となりえたのである、だからこそ都市の意向が反映されたのである。⁽⁵⁵⁾ そしてこれにどのように対処していくかについても、問題の性格上、都市身分が大きな発言力を持ちえたであろうし、実際に都市にはこの種の問題に対して早くから対処してきた経験があった。以上のことから、最初期のポリツァイ立法である市場ポリツァイの成立過程において、都市が主導的な役割を果たしていたといえる。

3 都市条令とラント法令——市場ポリツァイの比較

前章でのポリツァイ立法の成立過程の考察から、とりわけ市場ポリツァイに関して都市がその成立に大きく関与していたことが浮かびあがってきた。本章ではこの仮説をより詳しく検証するために、市場ポリツァイに関する大公のラント法令と都市条令とを比較検討し、それを通じて内容の面からもラント法令の成立に対する都市の影響を検討していく。こうした作業から、都市がなぜ領邦レベルでの市場ポリツァイに積極的に関わっていったかが明らかとなるだ

(52) BLh, Bd. 5, S. 326-344.

(53) BLh, Bd. 5, S. 213.

(54) BLh, Bd. 7, S. 64.

(55) Vgl. Schuck, S. 598f.

ろう。ここで比較検討の材料として用いられるのは、一方でこれまで論じてきた大公のラント法令、他方で上バイエルンの領邦首府であったミュンヘンにおいて制定された都市条令である。⁽⁵⁶⁾ 14世紀の都市条令については P. ディルの編纂したミュンヘンの都市法令集を利用し、⁽⁵⁷⁾ 15世紀のものは刑罰規定条令 Bußordnung (Bußbuch) を用いる。後者の史料は 1433 年に、それまでに定められていたさまざまな規定を包括するかたちで成立した。その内容は非常に広範な領域に及び、結婚式や洗礼での奢侈規制、賭博、飲酒、瀆神、公共の場の清掃、防火活動、各種商工業者に対する営業規定など、公私にわたって市民の生活を規制する、まさに都市におけるポリツァイ条令といえるものである。

ではまず、14世紀のミュンヘンにおいて、先買いなど市場ポリツァイに関する問題がどのように規定されていたかをみていこう。先買いに対する規制は早くから都市によって行われていた。1310/1312 年に成立した都市条令のなかにすでに、「穀物を先買いした者は、都市に 30 lb、裁判官に 3 lb (の罰金) を支払う」とある。⁽⁵⁸⁾ 穀物だけでなく、油脂、チーズ、鶏肉、卵、魚、獣肉などの食料品も、公の市以外の場で転売を目的として買うことが禁止されている。また「農村で商品を買った商人は、それらをミュンヘンの市場で売るべきであるが、都市およびラントから持ち出そうとする者に」売ることが禁じられた。⁽⁵⁹⁾ これらの規定は、1465 年に公布されたミュンヘンの改訂都市法のなかに引き継がれている。⁽⁶⁰⁾ こうした市場ポリツァイのなかでとくに目立つのが、外来商人に関する規定である。「いかなる外来者も、火曜日、水曜日またほかの日に市および市内のほかの場所で 2 grozzen pfunden (= 52 プフト) より多くの商品を買ってはならない」と定められ、またこうした外来者の買付けを手伝った者にも重い処罰を定めている。⁽⁶¹⁾ このような規制は外来者の家畜売買について別個に規定されており、曰く「なんびとも都市に持ちこまれた牛や豚を外来者に売ってはならない。さもなくば裁判官と市民（都市）にそれぞれ豚は 36 プフェニヒ、牛は 60 プフェニヒ支払う」となっている。外来者に家畜を売ることだけでなく、その買付けを手伝うことも、国外に持ち出すことも禁じられた。⁽⁶²⁾

こうした市場ポリツァイに関する規定は 15 世紀にもしばしばみられる。1433 年の Bußordnung では、「商人およびなんびとも都市において、また都市への途上で」再び売ることを目的として油脂、チーズ、鶏肉、果実、卵、魚、獣肉などの商品を購入することを禁じている。⁽⁶³⁾ また「商人は、市民であれ外来者であれ、バターや油脂を市長の許可なく市外に持ち出

(56) Pius Dirr, *Denkmäler des Münchner Stadtrechts*, München 1934.

(57) Stadtarchiv München, Stadtgericht 917 (Bußbuch 1433).

(58) Dirr, S. 205, Art. 122.

(59) Dirr, S. 209, Art. 144.

(60) Dirr, S. 267, Art. 175.

(61) Dirr, S. 373-481, hier S. 401, Art. 298; S. 454, Art. 513; S. 455, Art. 514.

(62) Dirr, S. 410, Art. 325, 326.

(63) Dirr, S. 419, Art. 359; S. 437, Art. 426; S. 439, Art. 437, 438. 外来者への家畜の販売、供与は 1310/1312 年の都市条令においてすでに禁止されていた。Dirr, S. 200, Art. 89.

(64) Bußbuch 1433, fol. 8, Art. 32. 1365 年の都市法においてこれに対応する規定は Dirr, S. 454, Art. 513 である。

すことも送ることもしてはならない」という規定も、1365年の都市法にみられるものである。ここでは農村における先買いについての規定はみられないが、都市領域における、差益を目当てとした取引も先買いの一種として規制の対象となっている。⁽⁶⁵⁾

これらのミュンヘンの都市条令における市場ポリツァイの諸規定から明らかとなるのは、おもに都市の領域内での先買いに対して規制を設けていること、外来商人による商品の売買にさまざまな規制が加えられていることである。すなわち、農村や牧場といった食料品が生産される場所において行われる先買いに対しては、都市当局の権限が農村地域には及ばないためにその規制に限界があったことがわかる。そのため都市当局は外来商人の商品購入を制限し、とくに食肉の販売を禁じることで、市民のための食糧を確保しようとしたのだった。

つぎに大公のラント法令にみられる市場ポリツァイの規定を検討していく。まず1442年にはじめて成立したラント法令のなかでは、食料品を農村で売ることが禁じられ、それらは「⁽⁶⁶⁾公の市に持ちこまれるべきである」と定められている。その後のラント法令では農村だけでなく都市・マルクトでも、週市・年市以外での非公式な食料品売買を先買いとして禁じている。またとくに、家畜の売買について詳細な規定が設けられた。例えば、外来者は *Lichtmeß* (2月2日) から聖ゲオルクの祝日 (4月23日) の間は痩せた家畜を買うことができるが、よく肥えた家畜を買ってはならないこと、領邦の住民はいつでも肥えた家畜も痩せた家畜も買うことができるが、肥えた家畜は国外に売ることも連れていいくことも禁止されること、肉屋は畜舎でも家畜を買うことができるが、それらは都市・マルクトの市で売らなければならないこと、などである。⁽⁶⁷⁾

このように両者の市場ポリツァイをみてみると、どちらも住民のための食糧の確保を念頭に置いたものであり、とりわけ食用家畜の売買に厳しい規制が敷かれていることがわかる。そして重要なのは、都市条令があくまで市内での商取引に対してしか効力を持たないことに対し、ラント法令はおもに農村や牧場といった生産地での売買を規制し、対象となる商品を商う特定の業者以外にはこれを原則として禁止している点である。このことから、都市は先買いによる食料品の不足および価格高騰という深刻な問題に対して独力では有効に対処することができず、そのために大公に領邦全体での規制を強く要請したのだということがいえる。都市の請願・苦情において先買いの問題が多く訴えられていたことには、こうした理由があったのである。具体的にこのことを例証するものとして、1466年の市場ポリツァイに関するラント法令の追加条項として定められた、ミュンヘンでの食肉販売についての規定がある。それによれば、ミュンヘンでとくに食肉が不足しているため、肉屋は良質の家畜をミュンヘンに持ちより販売すべきであるというものである。さらに販売にさいしては、食肉検査官による検査を受けたうえで、

(65) Bußbuch 1433, fol. 8, Art. 34; Dirr, S. 424, Art. 374.

(66) 1511年に改定された *Bußordnung* に、こうした取り引きを先買ないとみなす記述がある。Bayerisches Hauptstaatsarchiv, Kurbayern Geheimes Landesarchiv 1504 (*Bußbuch 1511*), fol. 23, z. 12-13.

(67) BLh, Bd. 1, S. 143f.

(68) BLh, Bd. 5, S. 70-75.

火曜日と土曜日に販売することが定められている。⁽⁶⁹⁾これは明らかに、ミュンヘンが食肉不足の解決を大公に強く求めたことによって成立した規定である。

以上に述べてきたことから、バイエルンにおける最初期のポリツァイ立法である市場ポリツァイの成立に対して、都市が積極的に関与していたことが明らかとなった。都市にとって先買の問題は早くから重要な課題であり、農村からの流入による都市人口の増加にともない、住民の生活を賄う食糧の確保と価格の安定はますます困難となっていました。農村での先買、とくに外来商人によるそれに対する規制ができないために、都市はこの問題への対処を領邦君主である大公に訴え出たのである。そしてその試みは、15世紀に領邦議会が制度化され、大公と諸身分の協働による領邦統治の枠組みが成立してはじめて、領邦議会での請願を契機とする大公のラント法令というかたちで実現した。その成立過程において都市は、諸身分全体による請願でイニシアチブを取っただけでなく、市場ポリツァイに取り組んできた立場から法令の作成に関しても大きな役割を果たしただろう。とはいえ、それによって先買の問題と都市の食糧不足がただちに解決をみたわけではない。それは食料品の先買いや国外持ち出しを禁じるラント法令が頻繁に発布されていることからも明白である。しかしながら、都市の積極的な働きかけによって領邦の全住民を対象とするラント法令が成立したことは、国家的な行政や立法活動の発達に貢献することとなった。したがってつぎに、バイエルンにおけるポリツァイ立法の発展と領邦国家形成のプロセスにおいて、その最初期に現れた市場ポリツァイの意義が検討されねばならない。

4 市場ポリツァイの意義

中世末期のバイエルン、とくに上バイエルンにおけるポリツァイ立法の展開のなかで、先買の禁止を中心とした市場ポリツァイはもっとも早く現れたものであり、またその後もくり返し取り上げられる重要なテーマであった。そしてその成立にさいして都市は大公と諸身分に積極的に働きかけることで、主導的な役割を果たしていた。本章では結びとして、市場ポリツァイとその成立に都市が大きく関与していたことが、ポリツァイ立法の発展において持つ意義について述べておきたい。

市場ポリツァイが重要な問題であったことは、まずその量的優越から確認される。リーベリヒの数えるところによれば、1442年から1501年の間に上バイエルンで発布されたラント法令は貨幣条令を除けば41件であるが、そのなかで市場ポリツァイは11件を占めており、つぎに多く登場する役人の職務規定や領邦の治安問題が4-5件であったことから、数のうえでほかの諸規定を凌駕していた。⁽⁷⁰⁾このことを反映するように、大公領バイエルンの統一後1516年に成立した領邦条令のなかでも、市場ポリツァイは大きなウェイトを占めている。この領邦条令は

(69) BLh, Bd. 5, S. 210-212.

(70) Lieberich, S. 311f.

4部構成であり、先買いや商取引をはじめ、各種商工業者の営業規定、奉公人の労働条件など、経済全般のことからを扱った第4部は92項目の規定を収め、全テクストの半数を超える分量を持つ。そのうち先買に関する規定は16項目におよび、ここでもやはり市場ポリツァイの⁽⁷¹⁾中心的テーマであった。

きわめて広範な対象を扱うポリツァイ立法のなかで、先買の規制をはじめとする市場ポリツァイがこのように抜きんでた重要性を持っていたことは、ドイツ諸領邦のなかでもバイエルンにおいて顕著にみられる特質である⁽⁷²⁾。それはバイエルンの経済構造がまず農業・牧畜を中心としており、これと結びつくさまざまな諸問題——食料品とくに穀物や食肉の生産と流通、その質、量および価格の安定化、そのための商取引の条件と営業規定、とくに先買の規制など——への取り組みが、形成の緒についたばかりのバイエルン領邦国家にとって最初に直面した行政上の課題であったことによるものといえよう。バイエルンのポリツァイ立法は、他の領邦と比べるとかなり早期に成立・発展しており、1500年上バイエルンの包括的ラント法令、下バイエルンの1474・1501年の領邦条令、そして1516年統一バイエルン領邦条令は、ドイツ全体のポリツァイ立法の展開のなかでも先駆的な役割を果たしていた⁽⁷³⁾。こうした早期のポリツァイ立法への国家的取り組みの端緒を開くことになったのが、先買の問題と市場ポリツァイだったのである。

中世末期のポリツァイ立法の系譜のなかで最初に成立した市場ポリツァイは、これに続くポリツァイ立法の発展にとって非常に大きな意義を持つものであった。その意義は第一に、それまでにはなかった、領邦全体を対象とする国家的立法活動の枠組みを準備したことに求められる。そのプロセスはまず、領邦諸身分の請願ないし苦情が大公に提出され、それによって領邦の社会的・経済的および行政上の問題が統治者である大公と諸身分に共有される。つぎに、推移する政治的関係や利害関係の影響はあるだろうが、基本的には問題解決を目指すことが大公と諸身分の間で合意され、ラント法令が作成されることになる。このとき、その内容が大公側と諸身分の協議にもとづくものだったのか、大公とそのスタッフが一方的に作成していたのかは、おそらく状況によるものだったと考えられるが、多くの法令について、とくに重要なものについては諸身分もその作成に加わっていたことは明らかである。したがって、バイエルンにおいてポリツァイ立法が早期に成立・発展したことの前提として、諸身分が政治的影響力を持ち、大公のパートナーとして領邦統治に参画していたことが挙げられる。15世紀の段階において、多くのポリツァイ立法の成立には諸身分の協力が必要だったのである。このようなポリツァイ立法成立の枠組みは、17世紀まで続いていった⁽⁷⁴⁾。

また市場ポリツァイの成立は、領邦君主による国家的ポリツァイの行使を正当化することにもなった。それはひとつの定式化された表現において明らかである。すなわち、「我がラント

(71) Franz, S. 52*f., 104*-169*.

(72) Lieberich, S. 372; Schuck, S. 598f.

(73) Franz, S. 13*-20*.

(74) Schuck, S. 611.

とラント民の公共の福利のために von eines gemeinen Nutzens und Frommen unsern Landen und Leuten」ラント法令を定めた、というものである。⁽⁷⁵⁾ この「公共の福利」こそが個人の私利に優先し、それによって多くの利害対立にもかかわらず領邦行政をあまねく統制することに正当性を与える金科玉条として用いられたのである。それはまた一方で、家産的支配を脱して国家的統治を志向していく大公の君主意識の発達をも促しただろう。P. ブリックレによれば、この「公共の福利」理念によるポリツァイ的規制の正当化は早くから都市・農村共同体において発達してきたものであり、領邦一ポリツァイ条令は身分団体としての共同体からの請願に現れるこの理念を、自らの正当化のために転用したとされる。⁽⁷⁶⁾ しかしながら、「公共の福利」の理念は古代より支配者の側からその支配行為の理由づけとして機能してきたことも事実であり、バイエルンにおいてもすでに 14 世紀に大公がミュンヘンに対して発給した文書にしばしばこの表現が確認される。⁽⁷⁸⁾ したがってここでは、「公共の福利」によるラント法令の正当化に対する都市の貢献を特別に評価することには慎重にならざるをえない。ただいすれにせよ、それまでは「公共の福利」なる文言が支配者あるいは特定の利害関係者の利益をまさに「正当化」するために用いられてきたのに対し、いまやそれは、食糧の安定供給や治安維持などの規定において明らかのように、領邦全体の福利と秩序、「善きポリツァイ」に資するためのラント法令を理念的に根拠づけるものとして表現される。やがて規律の観念の発達とともにそれは、奢侈条例のような身分的規制や風紀・倫理での取り締まりなど、臣民の私的生活にまで干渉する国家的統制をも正当化するものとなった。こうしたポリツァイ立法の展開をみたとき、15 世紀半ばの市場ポリツァイにおいて掲げられた「公共の福利」理念は、ここにはじめて初期近代的な国家理性の発露としての性格を帯びてくることがわかる。

本章での考察から、市場ポリツァイが中世末期のバイエルンにおけるポリツァイ立法の発展のみならず、ひいては領邦国家形成のプロセスにおいても重要な意義を有していたことが明らかとなった。そしてその市場ポリツァイの成立にさいして主導的な役割を果たした都市の意義もまた自明であり、高く評価されなければならない。では最後に、1500 年以降のポリツァイ立法の展開に対する都市の役割について展望しておきたい。この時期に現れてくる奢侈規制や風紀・倫理に関する規定など規律のモメントを前面に出したポリツァイ立法の成立において、都市が主要なファクターであったかどうかについては、残念ながら本稿では明らかにできなかった。それでもここで留意すべき点として挙げておきたいのが、1444 年の上バイエルン領邦議会におけるラント法令のための協議において、すでに賭博と瀆神の禁止が提案されている

(75) BLH, Bd. 4, S. 92.

(76) Bickle, S. 560-564. 田中俊之氏はこうしたブリックレの「公共の福利」を共同体に固有の理念として捉える理解に対し、中世末期の都市においてこの理念がヘルシャフトリヒな文脈においても機能していたことを明らかにしている。田中俊之「ドイツ中世都市における「公共の福利」理念」『史林』76-6 (1993 年)。

(77) 田中、前掲論文、46-47 頁。

(78) たとえばバイエルン大公にしてドイツ皇帝であったルートヴィヒ・デア・バイエルが 1340 年に発布した都市法書の冒頭に、「公共の福利 gemainem frum のために」との表現が確認される。Dirr, S. 305. 1363 年と 1394 年に大公の発給した文書にも同様の表現がみられる。Dirr, S. 551, 570.

ことである。⁽⁷⁹⁾これらの規定がポリツァイ立法として実現するのは1500年まで待たれねばならなかつたが、先買いと家畜の売買が主要なテーマであったことから都市の積極的な関与がうかがえるこの協議において、こうした提案がなされていたことは興味深い事実である。これに関連して、1433年にすでに大公がミュンヘン市内における賭博・瀆神を禁止する命令を出していた。この命令がミュンヘンの参事会からの訴えを受けて出されたという旨の記述から、都市、少なくともミュンヘンの都市当局がこの問題の規制に強い関心を持っていたことは明らかである。⁽⁸⁰⁾したがつて1444年の協議における賭博・瀆神の禁止条項も、都市の意向によるものといえるだろう。

しかしこのことからただちに、1500年以降のポリツァイ立法においても都市が主導的な役割を果たしていたとまではいえないし、ましてそれをブリックレラが主張するような、共同体的な価値観や規律の観念の国家レベルへの適用とみなすことは早急にすぎよう。本稿で確認することのできた市場ポリツァイの成立に対する都市の主体的な働きかけには、共同体の規律・規範を領邦のそれへと拡大しようとする意図よりも、現実的な利害問題が優先していた。また、中世末期のミュンヘンにおいて発達したポリツァイには、大公政府の中間権力としての都市当局による上からの市民生活に対する管理・統制という性格が強くなってくることも考慮しなければならない。したがつて、仮に風紀と倫理に関するポリツァイ立法の成立に都市が大きな役割を演じていたとしても、それによる国家的ポリツァイの行使が市民の現実的な要求に応えるものであったかどうかが、具体的な事例に即して検証される必要がある。

(79) BLh, Bd. 1, S. 163.

(80) *Monumenta Boica*, Bd. 35/2, München 1893, S.306-312. 同年にミュンヘンにおいて成立した Bußordnung のなかでも賭博と瀆神が禁止されている。Bußbuch 1433, fol. 4-5.